

新たに「臨時福祉給付金（経済対策分）」を支給します。

平成26年4月から消費税率が引き上げられたことに伴い、所得の少ない方々の負担を軽減するため、対象となる方に新しく「臨時福祉給付金（経済対策分）」を給付します。なお、今回は国の経済対策の一環として、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して給付します。

対象者は、平成28年度住民税非課税者です。対象と思われる世帯には、個別通知と共に申請書を送付いたしますので、下記の支給要件をご確認の上、忘れずに受付期間内にご提出下さい。

【 臨時福祉給付金（経済対策分） 支給要件 】

- ①給付対象者・・・基準日（平成28年1月1日）において町に住民票があり
平成28年度分市町村民税（均等割）が課税されない方。
※ただし、次の方は対象外となります。
 - ・市町村民税が課税されている方に扶養されている方
 - ・基準日において、生活保護の被扶養者の方
- ②給付額・・・給付対象者1人につき15,000円。
※個別通知・申請書につきましては、4月上旬頃を目処に、対象と思われる世帯に送付します。
- ③申請に必要な物・①支給対象者の身分証明書（運転免許証・健康保険証・パスポートなど）
②振込先が分かるもの（通帳やキャッシュカードなど）



支給要件を確認じゃ



○受付期間・場所

受付期間：平成29年4月10日（月）～平成29年8月31日（木） ※土日・祝日は休み

受付場所：役場本庁 月～金 8：30～17：15

尾呂志支所・町民サービスセンター・神志山連絡所 月・水・金 8：30～17：15

給付金を装った詐欺にご注意ください！！

給付金の手続きで、ATMの操作や手数料の振込を求めたりすることは絶対にありません。不審な電話がかかってきたり、メールで手続きを求められた場合は、最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご相談ください。

†問い合わせ先†

申請方法に関するお問い合わせ

御浜町役場健康福祉課福祉係

TEL 3-0515

制度に関するお問い合わせ

厚生労働省

TEL 0570-037-192

HP <http://www.2kyufu.jp/index.html>